

登 録 者 規 程

この登録者規程は、公益財団法人日本スポーツ協会の制定した「スポーツ憲章」を受けて、国際自転車競技連合(UCI)の規則に準拠し、我が国のアマチュアスポーツのあり方の変化を勘案して作成した。

第1章 総 則

第1条 (登録者)

本連盟に登録する登録者は、競技規則、コンプライアンス規程およびその他の規程ならびにUCI規則を順守し、自転車競技を自発的に愛好し、競技参加に際しては常にフェアなプレーに終始する。

第2条 (順守事項)

登録者は、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 本連盟または加盟団体、競技別委員会が容認しない競技会または参加を禁止した競技会に参加してはならない。
- (2) 偽名、変名を用いたり、国籍、住所、所属、生年月日を偽って登録申請を行ってはならない。
- (3) 競技に際して、特にドーピングまたは暴力行為などによりフェアプレーの精神に明らかに違反してはならない。
- (4) この規程に違反し、登録者として著しく品位または名誉を傷つけてはならない。

第3条 (競技者)

本連盟に登録する競技者は、公益財団法人日本スポーツ協会の制定する「スポーツ憲章」および本連盟競技規則第5条により、次の者とする。

- (1) 自転車競技を愛し、楽しむために、自発的に行う者とする。
- (2) UCIワールドチーム、UCIプロフェッショナル・コンチネンタル・チームとプロフェッショナル競技者として契約していた者、または自転車競技法に定める競輪振興法人に選手として登録していた者は、契約または登録を消除してから満1年を経過しなければ次の大会に参加できない。
 - a.全国都道府県対抗自転車競技大会
 - b.国民体育大会ただし、各チーム1名までの女子競技者についてはこの限りではない。(平成28年4月1日発効)

第2章 報酬の取得

第4条 (報酬の取得)

登録競技者は本連盟が主催または承認した賞金付き競技会および報酬付き宣伝広告等に参加し、その報酬を受け、または競技成績に対する奨励報酬を受けることができる。
参加報酬および競技成績に対する奨励報酬の限度額は別途定める。

第3章 役 員

第5条

本連盟および加盟団体、競技別委員会の認める組織の役員は、常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるよう行動しなければならない。

2. 役員とは本連盟および加盟団体の理事、監事その他組織上の役員その他、本連盟および加盟団体が任命する専門委員会の委員、コーチ、メカニシャン、マッサージ、スポーツドクター、競技会役員またはチーム編成時の監督その他役員をいう。

第4章 資格審査

第6条

登録者資格に触れ、または触れるおそれのある者の資格審査および競技規則第34条の「懲戒」については審査委員会で行う。

第5章 補 足

第7条

本連盟が前条に関して行った決定及びに本連盟における競技会への参加資格の決定並びに国際大会選手団派遣の決定等に対する不服申し立てについては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により、解決されるものとする。

第6章 付 則

第8条

本連盟理事会の議決を経てこの規程の改廃を行うことができる。

2. この規程に定められていない事項については、国際自転車競技連合(UCI)規則による。
3. この規程は公益財団法人日本スポーツ協会に届け出る。

第9条

この規程は昭和 7年(1932年)12月23日制定

昭和41年(1966年)12月 1日改定

昭和45年(1970年)12月10日改定

昭和62年(1987年) 4月 1日改定

平成 8年(1996年) 4月 1日改定

平成11年(1999年) 4月 1日改定
平成19年(2007年) 4月 1日改定
平成25年(2013年) 4月 1日改定
平成26年(2014年) 6月 4日改定
平成27年(2015年) 6月30日改定
平成31年(2019年) 3月 1日改定
令和元年(2019年) 9月 3日改定